

恵庭市告示 第 146 号

次のとおり補装具事業者廃止を行ったので、恵庭市障がい者等補装具費の支給に係る事業者の登録に関する要綱（平成28年4月1日実施）第14条の規定により告示する。

令和6年12月24日

恵庭市長 原 田 裕



記

|                  |                                           |
|------------------|-------------------------------------------|
| 補 装 具<br>事 業 者 名 | 新日本補聴器センター                                |
| 事 業 者 の 所 在 地    | 札幌市北区北19条西4丁目2番24号                        |
| 事 業 者 番 号        | 26                                        |
| 廃 止 年 月 日        | 令和6年12月1日                                 |
| 問 い 合 わ せ 先      | 保健福祉部 障がい福祉課<br>(電話 0123-33-3131 内線 1219) |